

聖隷福祉事業団 介護員養成研修（通信） 学則

（開講目的）

第1条 基本的な知識と技術を持ち介護を展開できる介護職員を育成し、もって地域の介護人材の確保と介護サービスの向上を図ることを目的とする。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

聖隷福祉事業団 介護員養成研修（通信）

（研修の形式）

第3条 研修の形式は以下のとおりとする。

通信

2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内全域及び愛知県東部地域とする。

（研修の課程）

第4条 研修の課程は以下のとおりとする。

(1) 介護職員初任者研修課程

（研修会場の所在地）

第5条 研修会場の所在地は、別紙1「聖隷福祉事業団 介護員養成研修（通信）研修会場一覧表」のとおりとする。

（研修期間）

第6条 研修期間は以下のとおりとする。

(1) 第4条(1)に定める研修の研修期間はおおむね6か月とする。

（講師）

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「聖隷福祉事業団 介護員養成研修（通信）講師一覧表」のとおりとする。

(実習の活用)

第8条 第4条(1)に定める研修においては、別紙4「聖隷福祉事業団 介護員養成研修(通信)カリキュラム表」に定めるとおり実習を活用する。

2 実習を行う施設は、別紙3「聖隷福祉事業団 介護員養成研修(通信)実習施設一覧表」のとおりとする。

(遅刻、早退の取り扱い)

第9条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第10条 研修時間数は、別紙4「聖隷福祉事業団 介護員養成研修(通信)カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(通信形式による研修の実施方法)

第11条 通信形式による研修の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 静岡県介護員養成研修指定事務取扱要綱別表第2の項目の欄の区分ごとに3問以上の課題(1問以上は論述式の課題とする。)を設定し、受講者から当該課題に係るレポートを提出期限までに提出させる。
- (2) (1)で提出されたレポートの添削指導を行い、添削した結果に解説及び講師コメントを加えて受講者に返送する。
- (3) (2)の評価は、100点を満点としてA(80点以上)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(60点未満)の区分で評価し、合格の基準とはC以上の評価とする。なお、D評価を得た者については、再度課題を課し、原則として、通信課程履修者と認定するに足るまで再評価を行う。

(研修修了の認定方法)

第12条 第10条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、介護職員初任者研修課程は1時間程度の筆記試験による修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89~80点)、C(79~70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第13条 受講申込手続は以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を社会福祉法人聖隷福祉事業団(以下「当事業団」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

(1) 受付期間

開講日の概ね12週間前から受付を始め、開講日3日前(土日祝を除く)または定員となり次第締め切る。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、本人確認ができる公的な書類(運転免許証等のコピー)を添えて当事業団に郵送にて提出する。

(3) 受講決定通知等

当事業団から、受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第14条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

(1) 介護職員初任者研修課程

- | | |
|---------------------|--------------------------------------|
| ① 受講費用 | 82,000円(税別) |
| ② テキスト代 | 5,000円(税別) |
| ③ 傷害・賠償保険料 | 448円(受講料に含む) |
| ④ 健康診断費用 | (別途自己負担) |
| ⑤ 補講料(講義・演習・実習) | 2,000円/1時間まで(税別)
以降1,000円/30分(税別) |
| ⑥ 補講料(施設見学科) | 5,000円/1回(税別) |
| ⑦ 再筆記試験料 | 5,000円/1回(税別) |
| ⑧ 補講・再筆記試験時傷害・賠償保険料 | 28円/1回(非課税) |
| ⑨ 修了証明書再交付 | 1,000円/1回(税別) |

(介護職員初任者研修課程の一部免除)

第15条 当事業団は介護職員初任者研修受講申込者のうち、次の者の研修課程の一部を免除することができる。

(1) 生活援助従事者研修を修了している者

免除する科目 「介護におけるコミュニケーション技術」
「老化の理解」
「障害の理解」

- 2 研修課程の一部免除を希望する受講申込者は、「受講申込書」と併せて、対象者であることを証する書類として、研修修了書等を提出しなければならない。
- 3 研修課程の一部免除を決定した当事業団は、受講決定通知に免除する科目を記載するものとする。
- 4 研修課程の一部を免除された受講者の受講料については、第14条(1)介護職員初任者研修課程①受講費用より10,000円(税別)を割り引くものとする。

(返金について)

第16条 受講申込手続完了後の返金はいかなる理由であっても、一切受け付けないこととする。

(健康診断書の提出)

第17条 受講申込手続が完了したとみなされた者(以下「受講者」という。)は、当事業団が必要と認めた場合は、以下の受診項目を記載した健康診断書を、実習開始日の1週間前までに当事業団に提出するものとし、これに係る一切の費用は受講者が負担する。

【受診項目】胸部レントゲン

(保険加入)

第18条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講者が負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第19条 研修を欠席した者については、補講を行うものとする。補講の上限は2日間/1研修までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる者については、修了評価筆記試験を実施する日まで期間に補講上限に限らず、補講を行うものとする。なお、補講に係る料金は第14条の規定により受講生が負担する。

(使用テキスト等)

第20条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修課程

中央法規出版

介護職員初任者研修テキスト

(受講取消)

第21条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当事業団の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者
- (4) その他、当事業団が不相当とみなした者

(退講)

第22条 第21条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第23条 当事業団は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第24条 当事業団は、第12条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第3条第1項第1号により修了証明書を交付する。

- 2 前項により交付する修了証明書の様式は、介護保険法施行規則第22条の25に定めるものとする。

(修了証明書の再交付)

第25条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「聖隷福祉事業団 介護員養成研修修了証明書再交付申請書」を当事業団に提出することで再交付を受けることができる。なお、再交付に係る費用は、修了者の負担とする。

(個人情報管理)

第26条 当事業団は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- 2 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して当事業団に提出する。

(改廃)

第 27 条 この学則の改廃は、聖隷福祉事業団 経営会議の承認によって行う。

(附則)

第 1 条 この学則は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。(指定日)

(附則)

第 1 条 この学則は、平成 27 年 4 月 19 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この学則は、令和 1 年 5 月 13 日から施行する。